

第12回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年9月30日	

保育サービスの提供の新しい仕組みについて

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性・普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み》(公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)

- 保育サービスの必要性の判断基準（「保育に欠ける」要件の見直し）
- 契約などの利用方式のあり方
- 市町村等の適切な関与の仕組み（保育の必要度が高い子どもの利用確保等）
- 情報公表や第三者評価の仕組み
- 地域の保育機能の維持向上

（※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場）

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- 量的拡充
- 質の維持・向上
- 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の向上に向けた
取組の促進方策

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- 保育の役割拡大に応じた検討
- 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

地方負担のあり方（不適切な地域格差が生じない）

事業主負担（給付・サービスの目的等を考慮）

利用者負担のあり方（低所得者に配慮）

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性